# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の見直しについて

資料1-2-①

#### 1. 障害のある子どもの教育振興における国の青務

○障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)

特総研において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究と、その成果 等の教育現場等への情報提供を推進することが明記。

〇障害者基本法(平成16年6月一部改正)

文部科学省、

関係省庁

政策提言

国が教育の内容及びその方法を改善及び充実を図る等必要な施策を講じるとと もに、障害者の教育に関する調査及び研究を促進しなければならないことを規定。 〇発達障害者支援法(平成17年4月1日施行)

発達障害に関する人材の確保や発達障害に関する必要な調査研究を行うことが 国の責務として明記。

○障害者権利条約の批准に向けた我が国の今後の障害者制度改革の方向性等に ついて障がい者制度改革推進会議及び中央教育審議会において審議が進められ ており、その方向性等に沿った国の政策課題等への寄与や教育現場での課題等 に対応していくことが必要。

()内の数値は義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合 2. 特別支援教育の対象者児童生徒

1_	至工促获1000000000000000000000000000000000000						
			H13年		H18年	l.	H21年
	1	特別支援学校 (H18までは盲・聾・養護学校)	約5万人 (0.44%)		約5万6千人 (0.52%)	文部	約6万2千人 (0.58%)
	2	小·中学校の 特別支援学級	約7万7千人 (0.68%)		約10万5千人 (0.96%)		約13万5千人 (1.26%)
	3	通級による指導	約3万人 (0.26%)		約4万1千人 (0.38%)		約5万4千人 (0.50%)
	4	通常学級でのLD・ADHD 等の児童生徒(在籍可 能性)	_		約68万人 (約6.3%)【H143		約68万人 3科学省調査に基づく】

# 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

地方公共団体、大学、民間団体が単独で行うことが困難

実際的な研究を総合的に推進するとともに、各都道府県における 指導者の養成が急務

# 特別支援教育のナショナルセンターとしての研究所の役割は不可欠

国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、 もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

政策に寄与する 研究成果の提供、

究 活 動

政策的課題や教育現場のニーズに即応した研究

研修事業

各都道府県等の指導者を養成

成果の還元

教育相談

成果の還元

各都道府県では対応できない個別相談 教育相談機能の質的向上支援

情報普及

成果の還元

総合的な情報提供体制の充実

国際交流

諸外国との研究者交流や 国際貢献

意見·要望

成果の還<mark>元</mark>

地方公共団体等の学校現場、特別支援教育センター

他大学、

研究機関等

共同研究

# 研究

#### ○国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進等

- ・中期目標に示された国の政策課題、現場のニーズ等に対応した研究の実施による国の政策等への寄与
- ・情報通信技術の活用による研究成果の提供、研究成果を基にしたガイドブックの刊行等による教育現場への成果普及
- ・都道府県等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、Web上で広く国民から意見募集を実施
- ・研究評価(内部評価)システムの改革(「点の評価」から「線の評価」へ)
- ・中長期を展望した研究基本計画の策定と研究体制の再構築

# 研修

#### 〇各都道府県等における教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

- ・指導的役割を果たす教員を対象とした専門性の高い障害種別の研修等を実施
- ・Web配信研修コンテンツの開発・提供等による地方自治体・学校等への支援強化

### 教育相談

#### ○各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

- ・個別の教育相談の精選と機関コンサルテーション事業の実施
- 教育相談データベースの構築による都道府県等への支援強化
- ・日本人学校の保護者等、国外在住日本人からの特別支援教育に関する教育相談の実施

### 情報普及

#### 〇特別支援教育に関する総合的な情報提供

- ・研究所の研究成果報告書及びガイドブックのWeb掲載、メルマガ、スナップショット(研究概要)、研究所セミナー等による情報提供の実施
- ・発達障害教育情報センターの設置と発達障害教育情報、教育研修用講義コンテンツ等の提供

### 国際交流

#### ○特別支援教育の国際的な情報発信と特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進

- ・アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの開催や日本-マレーシア経済連携協定に基づく経済連携研修プログラムの実施
- ・海外の特別支援教育関係情報の収集と研究所Webや国際関連刊行物などによる情報発信

# 事務・事業の主な見直し

#### 現場の実態把握のための関係団体との連携強化等

学校現場の実態や課題を適切に把握するため、特別支援学校長会、特別支援学級設置学校長協会等教育関係団体との連携強化を行う。 また、保護者団体(PTA)等と連携を図る。

#### 中期特定研究制度(仮称)の創設

特定の研究テーマを設定し、中期的研究期間、連続的な研究、研究種別の多層構造等により研究を進める制度を創設する。

#### 研修の見直し

研修二一ズの把握、研修の対象者・内容、方法の<u>改善を引き続き行う</u>と共に、<u>特別支援教育研究研修員については、研修の在り方の見直し</u>を含めた検討を行う。

#### セミナー・刊行物の見直し

研究の動向、成果の普及等を目的とした二つのセミナーの統合を検討する。また、新たに保護者向けセミナーの開設を検討する。 教育相談や国際交流に関する刊行物を見直し、Web等を活用した情報の提供を行う。

#### 国際セミナー見直し

アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを廃止し、インクルーシブ教育システムに関する国際会議(仮称)を新たに開設することを検討する。

# 運営の効率化・自律化の主な見直し

### 管理運営の適正化、自己収入の拡大

人件費改革に取り組むとともに、引き続き自己収入の増に努める。

#### 業務のアウトソーシング

計算機システムの保守・管理業務などの情報管理関係業務の一部について検討する。

#### 保有資産等の見直し

都内の研究連絡の場である「リエゾン・オフィス」について他法人の事務所等との集約・共用化などの見直しを行う。